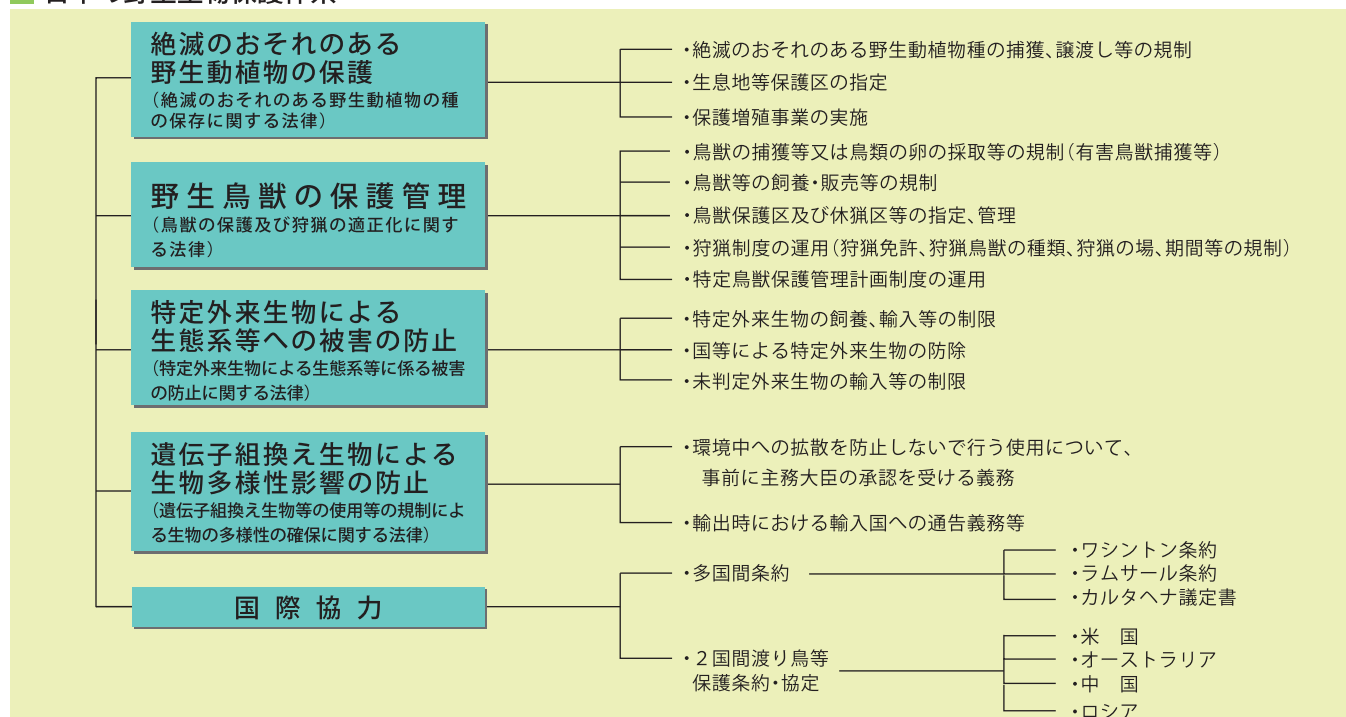


6. 野生生物の保護管理

多種多様な動植物種を保存し、人と野生生物との共存を図っていくためには、野生生物の生息・生育環境の保全、乱獲の防止、絶滅のおそれのある種の保護増殖、適切な管理施策の実施など様々な取組が必要です。

日本の野生生物保護のための取組は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（「種の保存法」）、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（「鳥獣保護法」）、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（「外来生物法」）及び「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（「カルタヘナ法」）により推進されています。また、渡り鳥の保護等については、条約・協定等により国際協力を推進しています。

日本の野生生物保護体系



6.1 絶滅のおそれのある野生動植物の保護

人間活動による生息・生育地の破壊や減少、さらに乱獲や外来生物による生態系の攪乱等により、多くの野生動植物が絶滅の危機に瀕しています。環境省の調査に基づく「日本の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータブック)」が平成3年に公表され、また、平成5年に「種の保存法」が施行されました。現在、この法律等により希少野生動植物の保護が図られています。

レッドリスト

(絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト)

野生生物を人為的に絶滅させないためには、絶滅のおそれのある種の現状を的確に把握し、一般への理解を広める必要があります。そのため、日本に生息または生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定したレッドリストと、レッドリスト掲載種の生息情報等をまとめたレッドデータブックを公表しています。レッドリストは、5年程度を目途に見直しを行うこととしています。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(「種の保存法」)

野生動植物は、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠くことのできないものです。「種の保存法」はこうした絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることによって、良好な自然環境を保全し、現在そして未来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

この法律は、絶滅のおそれのある野生動植物種を「希少野生動植物種」として指定することにより、捕獲・譲渡の禁止や保護増殖事業の実施等、各種の措置を講じていく仕組みとなっています。



レッドデータブック

我が国における絶滅のおそれのある野生生物の種数(レッドリスト掲載種数表)

(平成21年3月現在)

	分類群	評価対象 種数	絶滅	野生 絶滅	絶滅のおそれのある種		準絶滅 危惧	情報 不足	掲載種数 合計	絶滅の おそれのある 地域個体群	
					絶滅危惧Ⅰ類						絶滅危惧 Ⅱ類
					ⅠA類	ⅠB類					
動物	哺乳類	180 (約200)	4 (4)	0 (0)	42(48)		18 (16)	9 (9)	73 (77)	19 (12)	
					35(32)						7(16)
					15(12)	20(20)					
	鳥類	約700 (約700)	13 (13)	1 (1)	92(89)		18 (16)	17 (16)	141 (135)	2 (2)	
					53(42)						39(47)
					21(17)	32(25)					
	爬虫類	98 (97)	0 (0)	0 (0)	31(18)		17 (9)	5 (1)	53 (28)	3 (2)	
					13(7)						18(11)
					3(2)	10(5)					
	両生類	65 (65)	0 (0)	0 (0)	21(14)		14 (5)	1 (0)	36 (19)	0 (4)	
10(5)					11(9)						
1(1)						9(4)					
汽水・ 淡水魚類	約400 (約300)	4 (3)	0 (0)	144(76)		26 (12)	39 (5)	213 (96)	17 (12)		
				109(58)						35(18)	
				61(29)	48(29)						
昆虫類	約30,000 (約30,000)	3 (2)	0 (0)	239(171)		200 (161)	122 (87)	564 (421)	2 (3)		
				110(89)						129(82)	
貝類	約1,100 (約1,000)	22 (25)	0 (0)	377(251)		275 (201)	73 (71)	747 (548)	7 (5)		
				163(86)						214(165)	
その他 無脊椎動物	約4,200 (約4,200)	0 (0)	1 (1)	56(33)		40 (31)	39 (36)	136 (101)	0 (0)		
				17(10)						39(23)	
動物小計		46 (47)	2 (2)	1002(700)		608 (451)	305 (225)	1963 (1425)	50 (40)		
				510(329)						492(371)	
植物等	維管束植物	約7,000 (約7,000)	33 (20)	8 (5)	1690(1665)		255 (145)	32 (52)	2018 (1887)	-	
					1014(1044)						676(621)
					523(564)	491(480)					
	維管束植物以外	約25,300 (約24,800)	41 (35)	2 (2)	463(329)		118 (45)	172 (71)	796 (482)	-	
					287(220)						176(109)
	蘚苔類	約1,800 (約1,800)	1 (0)	0 (0)	229(180)		22 (4)	33 (54)	285 (238)	-	
					118(110)						111(70)
藻類	約5,500 (約5,500)	5 (5)	1 (1)	110(41)		40 (24)	37 (0)	193 (71)	-		
				89(35)						21(6)	
地衣類	約1,500 (約1,000)	5 (3)	0 (0)	60(45)		39 (17)	48 (17)	152 (82)	-		
				41(22)						19(23)	
菌類	約16,500 (約16,500)	30 (27)	1 (1)	64(63)		17 (-)	54 (-)	166 (91)	-		
				39(53)						25(10)	
植物等小計		74 (55)	10 (7)	2153(1994)		373 (190)	204 (123)	2814 (2369)	-		
				1301(1264)						852(730)	
合計			120 (102)	12 (9)	3155(2694)		981 (641)	509 (348)	4777 (3794)	50 (40)	
					1811(1593)		1344(1101)				

- (1) 動物の評価対象種数(亜種等を含む)は「日本産野生生物目録(環境庁編 1993、1995、1998)」等による。
(2) 植物等のうち、維管束植物の評価対象種数(亜種等を含む)は日本植物分類学会の集計による。
(3) 植物等のうち、維管束植物以外(蘚苔類、藻類、地衣類、菌類)の評価対象種数(亜種等を含む)は環境省調査による。
(4) 表中の括弧内の数字は、前回公表のレッドリストにおける掲載種数を示す。
(5) 昆虫類、貝類、その他無脊椎動物及び維管束植物以外については、絶滅危惧Ⅰ類のうちⅠA類とⅠB類の区分は行っていない。

カテゴリーは以下のとおり

絶滅(Extinct):我が国では既に絶滅したと考えられている種
野生絶滅(Extinct in the Wild):飼育・栽培下でのみ存続している種
絶滅危惧Ⅰ類(Critically Endangered+Endangered):絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧Ⅱ類(Vulnerable):絶滅の危機が増大している種
準絶滅危惧(Near Threatened):存続基盤が脆弱な種
情報不足(Data Deficient):評価するだけの情報が不足している種

(付属資料)

絶滅のおそれのある地域個体群(Threatened Local Population):地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。(動物のみ)

(1) 希少野生動植物種の指定

「希少野生動植物種」は次の3種に分類されます。

①国内希少野生動植物種

日本に生息または生育する絶滅のおそれのある野生動植物種で、レッドリスト等の生息・生育状況の科学的知見に基づき、指定されるものです。

この種のうち、商業的に繁殖を行うことが可能な種の一部は「特定国内希少野生動植物種」に区分されます。

②国際希少野生動植物種

国際的に協力して種の保存を図るべき、絶滅のおそれのある野生動植物種(ワシントン条約附属書Ⅰ掲載種及び2国間渡り鳥等保護条約通報種)を指定しています。

③緊急指定種

新種等、種の保存を特に緊急に図る必要がある種について、環境大臣が期間(3年以内)を限定して指定する種です。平成6年12月にワシミミズク、イリオモテボタル及びクメジマボタルが指定され、このうちワシミミズクが国内希少野生動植物種に指定されました。平成20年3月には、タカネルリクワガタが指定されています。

(2) 個体等の取扱いに関する規則

「国内希少野生動植物種」及び「緊急指定種」の生きている個体については、捕獲等(捕獲、採取、殺傷、損傷)が原則として禁止されています。また、「希少野生動植物種」の個体等については、販売・頒布目的の陳列と、譲渡し等(あげる、売る、貸す、もらう、買う、借りる)が原則として禁止されています。



レブンアツモリソウ



アホウドリ



シマフクロウ

(3) 生息地等の保護に関する規則

国内希少野生動植物種の保存のため重要な生息地等を「生息地等保護区」に指定し、その保護を図っています。この区域のうち特に規制の必要性が高い区域を「管理地区」として指定し、この地区内で工作物の設置や木竹の伐採等の行為を行う場合は環境大臣の許可が必要となります。管理地区に属さない区域は「監視地区」といい、管理地区の緩衝地帯としての役割等を果たしています。この地区内で工作物の設置等を行う場合は、環境大臣への届出が必要です。

(4) 保護増殖事業

国内希少野生動植物種の中でも、トキ、シマフクロウ、イリオモテヤマネコなどのように特に保護や増殖が必要な種について、生息生育環境の維持・改善、給餌、人工繁殖等の保護増殖事業を実施します。環境省では、関係省庁等と協力しながら保護増殖事業を効果的に実施し、希少野生動植物種の保存に努めています。

野生生物保護センター

国内希少野生動植物種をはじめとする地域特有の野生生物を対象として、展示や映像等により来訪者への解説や普及啓発を行うとともに、希少な野生動植物の保護増殖事業、調査研究等を総合的に推進するための拠点施設です。平成21年3月現在8カ所が開設されています。

野生生物保護関係施設



6.2 野生鳥獣の保護管理

(1) 概 要

わが国においては、700種を超える野生鳥獣が生息していますが、これらの鳥獣の捕獲は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下「鳥獣保護法」)に基づき、厳しく規制されています。(海棲哺乳類等の一部を除きます。)

鳥獣保護法は、狩猟によって捕獲できる鳥獣49種を「狩猟鳥獣」として定めています。

鳥獣の捕獲は、狩猟により行うもののほか、学術研究、農林水産業等に係る被害の防止、個体数調整などを目的として許可を受けて行うものがあります。

また鳥獣の保護を図るために鳥獣保護区が全国に指定、管理されています。

生息数が著しく増加して農林水産業被害や生態系の攪乱などを生じさせている野生鳥獣、あるいは生息数が著しく減少している野生鳥獣については、科学的、計画的な保護管理を行う必要があり、このために、特定鳥獣保護管理計画制度を推進し、その中核的な担い手の育成などの取組を進めています。

(2) 鳥獣保護区

鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護法に基づき鳥獣保護区が指定されます。鳥獣保護区は環境大臣が指定するものと、都道府県知事が指定するものの2種類があり、鳥獣保護区の中には特別保護地区を指定することができます。鳥獣保護区では鳥獣の捕獲が禁止されます。平成20年12月31日現在、全国で3,884カ所、364万ha指定されています。

特別保護地区内で、工作物の設置、水面の埋立、立木の伐採といった行為を行うためには、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。特別保護地区は平成20年12月31日現在、全国で618カ所、29万ha指定されています。

鳥獣保護区等指定状況(平成20年12月31日現在)

	国指定 (平成20年8月1日現在)		都道府県指定 (平成20年3月末現在)		合 計	
	箇所数	面積 (千ha)	箇所数	面積 (千ha)	箇所数	面積 (千ha)
	箇所数	面積 (千ha)	箇所数	面積 (千ha)	箇所数	面積 (千ha)
鳥獣保護区	69	548	3,815	3,093	3,884	3,641
うち特別保護地区	56	146	562	149	618	295

(3) 狩猟制度

わが国において狩猟を行おうとする場合は、都道府県知事の実施する狩猟免許試験に合格し、狩猟免許を持たなければなりません。狩猟免許制度では、狩猟鳥獣の識別能力、安全狩猟に関する知識及び猟具の取扱いに関する技能等の試験が行われます。

また、実際に狩猟を行おうとする場合には、狩猟を行おうとする都道府県に狩猟者登録を行い、狩猟税を納める必要があります。

狩猟免許には、網を使用する「網猟免許」、わなを使用する「わな猟免許」、装薬銃と空気銃を使用する「第一種銃猟免許」、空気銃を使用する「第二種銃猟免許」の4種類の免許があり、それぞれの猟法に応じた免許が必要になります。

狩猟に関しては、安全狩猟の推進、狩猟資源の維持などを図るために以下の規制があります。

① 猟期の制限

北海道では原則として10月1日～翌年1月31日まで、北海道以外では原則として11月15日～翌年2月15日まで

② 捕獲禁止の場所の指定

鳥獣保護区、休猟区、公道、公園、社寺境内、墓地など

③ 危険な捕獲手段の規制、大量捕獲手段の規制

④ 1日あるいは1狩猟シーズンごとの捕獲量の制限

狩猟免許の交付及び鳥獣の捕獲数

年 度	狩猟免許の交付及び鳥獣の捕獲数			鳥獣の捕獲数		
	免許の交付(件数)			鳥 類	獣 類	合 計
	網・わな猟免許	第一種銃猟免許	第二種銃猟免許			
平成13	34,681	169,521	6,869	1,680	307	1,987
平成14	38,041	169,691	4,748	1,722	324	2,046
平成15	41,439	152,258	3,775	1,208	305	1,513
平成16	43,656	151,203	3,469	1,271	344	1,615
平成17	47,552	152,780	3,290	865	316	1,181



ライチョウ



ニホンジカ

(4) 特定鳥獣保護管理計画制度の概要

特定鳥獣保護管理計画は都道府県知事が任意に作成する計画であり、特定の野生鳥獣についての具体的な保護管理目標の下、「個体数管理」「生息環境管理」「被害防除対策」等について多様な事業主体の協力を得て実施し、モニタリングの結果を次期計画に反映させることにより、

地域個体群ごとの適切な保護管理を実行します。

平成21年1月現在、特定鳥獣保護管理計画は、6種の野生鳥獣(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、クマ類、カモシカ、カワウ)について計99計画が作成されています。

計画制度の概要

1 計画の概要

- ①計画のねらい
人と鳥獣の軋轢の解消、地域個体群の長期にわたる安定的維持
- ②策定主体
都道府県知事が作成
- ③対象
シカやイノシシ等の地域的に著しく増加している種の個体群、またはクマ等の地域的に著しく減少している種の個体群
- ④内容
個体数の管理、生息環境の整備等について、目標及び方法を定める。

2 計画達成のための手段

- ①地域の事情に応じた必要な狩猟制限等
- ②生息環境の保全、生息環境の整備
- ③被害防除対策の実施
- ④その他

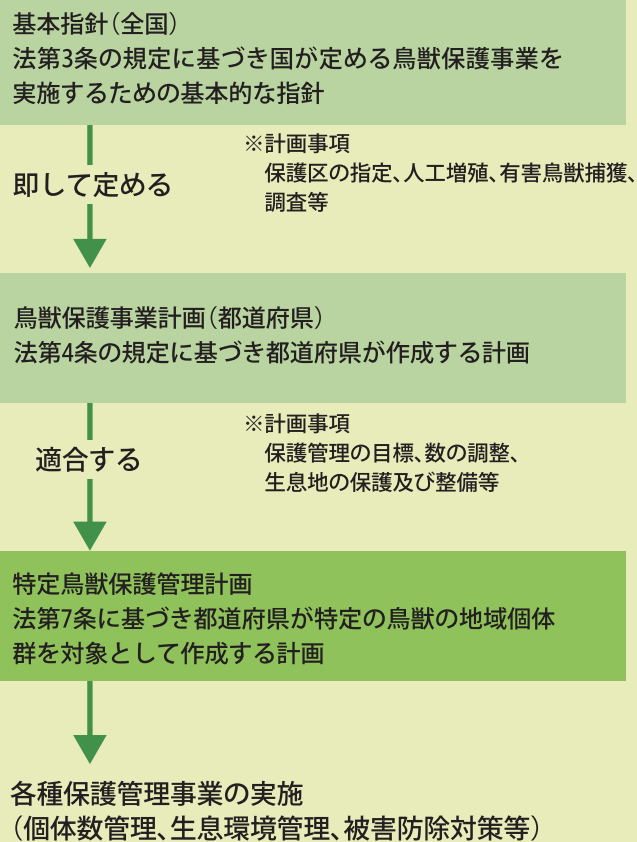


ニホンザル



イノシシ

3 計画の制度上の位置づけ



6.3 特定外来生物等への対応

■特定外来生物等への対策

本来日本に生息・生育していなかった生物(外来生物)が、国内に持ち込まれて一部野生化し、在来の野生動植物を絶滅に迫り、人に危害を加える、農林水産業へ被害を及ぼす等の問題が顕在化しています。平成16年6月に公布された「外来生物法」は、こうした被害を及ぼす、又は及ぼすおそれのある外来生物を「特定外来生物」として指定し、飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いを規制するとともに、防除等を促進することによって、生物多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを目的としています。

(1) 特定外来生物等の指定等

海外から持ち込まれる外来生物のうち、生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を特定外来生物として指定し、その輸入・飼養等を規制しています。

また、ホームページ等により、外来生物法の手続きや外来種に係る基本的な問題の普及啓発に取り組んでいます(URL:「<http://www.env.go.jp/nature/intro/>」)。

(2) 特定外来生物の防除事業

希少な生物の生息地や地域特有の生物相を有する地域において、被害の状況に応じて防除事業を行うこととしています。

鹿児島県の奄美大島、沖縄県のやんばる地域では、マングースを排除するための事業、沖縄県の西表島においては、生態系に影響を及ぼすおそれのあるオオヒキガエルの監視のための事業、ラムサール条約湿地等におけるオオクチバスの防除モデル事業を進めています。



オオクチバス



ジャワマングース



オオハンゴンソウ

特定外来生物一覧

(平成20年1月1日現在)

分類群	種 名
哺乳類	フクロギツネ、ハリネズミ属全種、タイワンサル、カニクイサル、アカゲザル、ヌートリア、クリハラリス、タイリクモモンガ、トウブハイロリス、キタリス、マスカラット、カニクイアライグマ、アライグマ、アメリカミンク、ジャワマングース、シカ亜科全種(アシカシカ属、シカ属、ダマシカ属、シフゾウ)、キョン
鳥類	ガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオジロガビチョウ、ソウシチョウ
爬虫類	カミツキガメ、アノリス・アングスティケプス、グリーンアノール、ナイトアノール、ガーマンアノール、ブラウンアノール、ミドリオオガシラ、イヌバオオガシラ、マングロープヘビ、ミナミオオガシラ、ボウシオオガシラ、タイワンズジオ、タイワンハブ
両生類	ブレーンズヒキガエル、キンイロヒキガエル、オオヒキガエル、アカボシヒキガエル、オウチヒキガエル、デキサスヒキガエル、コノハヒキガエル、キューバツツキガエル、コキーコヤスガエル、ウシガエル、シロアゴガエル
魚類	チャネルキャットフッシュ、ノーザンバイク、マスケーバイク、カタヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ホワイトバス、ストライプトバス、ヨーロッパアンバーチ、バイクバーチ、ケツギョ、コウライケツギョ
昆虫類	テナガコガネ属全種、クモテナガコガネ属全種、ヒメテナガコガネ属全種、セイヨウオオマルハナバチ、アルゼンチンアリ、アカカミアリ、ヒアリ、コカミアリ
無脊椎動物	キョクトウサソリ科全種、ジョウゴグモ科のうち2属全種、イトグモ属のうち3種、ゴケグモ属のうち4種(ハイロゴケグモ、セアカゴケグモ、クロゴケグモ、ジュウサンボシゴケグモ)、サリガニ類2属全種と2種(アスタクス属全種、ウチダザリガニ、ラスティークレイフィッシュ、ケラクス属全種)、モクスガニ属全種、カワヒバリガイ属全種、クワガガイ、カワホトギスガイ、ヤマヒタチオビ、ニューギニアヤリガタリクズムシ
植物	ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ボタンウキクサ、アゾルラ・クリスタタ、オオキンケイギク、ミズヒマワリ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオフサモ、スバルティナ・アングリカ、オオカワヂシャ

※全て在来の種・亜種を除く

■遺伝子組換え生物対策

医療、農林、工業分野等においてバイオテクノロジーの利用が進んでおり、種々の遺伝子組換え生物が使用されています。その一方で、遺伝子組換え生物が生物の多様性に悪影響を及ぼす可能性が懸念されており、生物多様性条約に基づき、遺伝子組換え生物の輸出入に関する国際的な枠組みを定めたカルタヘナ議定書が、平成15年9月に発効しました。これを受け、わが国でも「カルタヘナ法」が平成16年2月から施行されました。同法は、カルタヘナ議定書の的確な実施を通して、生物多様性の保全を図ることを目的としており、遺伝子組換え生物を環境中で使用する者は、主務大臣の承認を受けなければならないことなどを規定しています。平成21年2月末現在、137件の遺伝子組換え生物の環境中での使用について承認されています。また、日本版バイオセーフティクリアリングハウス(URL「<http://www.bch.biodic.go.jp/>」)を立ち上げ、法律の枠組みや承認された遺伝子組換え生物に関する情報提供などを行っています。